

## 御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本事業で発注する空調設備更新工事は、新型コロナウイルス感染症対策となる常時換気等の新しい生活様式に対応した来庁者及び職員のための快適かつ安心・安全な環境整備を行うことを目的とする。

受注業者の選定に当たっては、提案内容や提案価格等により総合的に審査及び評価し、契約候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

### 2 事業の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 事業名   | 御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事   |
| (2) 発注者   | 御嵩町  |
| (3) 履行期間  | 契約締結日から令和4年1月28日まで   |
| (4) 事業内容  | 「御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事仕様書」のとおり  |
| (5) 契約限度額 | 25,223,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。   |
| (6) 募集方式  | 公募型プロポーザル方式  |
| (7) 担当部署  | 岐阜県可児郡御嵩町総務部総務防災課行政管財係<br>〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1<br>電話：0574-67-2111（代表）（内線2208、2209）<br>FAX：0574-67-1999<br>E-mail：soumu@town.mitake.lg.jp |

### 3 参加資格要件

公募型プロポーザル方式の参加者は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、必要に応じて町から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 御嵩町入札参加資格者名簿のうち、工種：管に登録があること。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）に基づく、資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。
- (5) 役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ① 破産者で復権を得ない者
  - ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者

でないこと。

- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。
  - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされているもの（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 平成28年度以降において、元請けとして単体企業で国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人等が発注した受注金額300万円以上の空調設備の新設又は改修工事の実績を2件以上有していること。

#### 4 応募の手続等

本事業の募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

##### (1) スケジュール

項目	期間等
募集要領等の公表	令和3年8月16日（月）から
参加意思表明書等の提出期間	令和3年8月17日（火）から 令和3年8月30日（月）17時00分まで
質問書受付期間	令和3年9月1日（水）から 令和3年9月10日（金）17時00分まで
質問回答期日	令和3年9月14日（火）
企画提案書の提出期間	令和3年9月1日（水）から 令和3年9月17日（金）17時00分まで
ヒアリング審査	令和3年9月22日（水）
結果公表・通知	令和3年9月24日（金）
契約締結	令和3年10月上旬（予定）

(注) スケジュールは多少前後することがあります。

##### (2) 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下のとおり参加意思表明書（様式1）を提出すること。

###### ① 提出期限

令和3年8月30日（月）17時00分まで（必着）

（持参による場合の受付時間は、土、日曜、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時00分までとする。）

###### ② 提出方法

持参又は郵送（一般書留若しくは簡易書留に限る。）

###### ③ 提出先

御嵩町役場 総務防災課 行政管財係（加藤、吉岡）

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239番地1

④ 提出書類

提出書類	様式等	部数
ア 参加意思表明書	様式1	原本1部
イ 工事实績調書	様式2	原本1部
ウ 納税証明書(法人町民税及び県税に滞納がないこと。)		原本1部

⑤ 参加意思表明書等の記載に関する留意事項

ア 記載した工事实績については、受注したことが確認できる文書の写し(コリンズ、契約書等)を提出すること。

イ 3 参加資格要件(7)に記載する実績について記載すること。

ウ 工事实績は3件まで記載できる。

⑥ 失格事項

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当した場合は、失格とし、本プロポーザル参加資格を喪失するものとする。

ア 前記「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

イ 参加意思表明書等の虚偽の記載をした場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 評価委員会の委員に直接又は間接に連絡を求めた場合

オ その他本要領に違反するなど評価委員が不適格と認めた場合

(3) 質問書の受付及び回答提出

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

① 質問の方法

ア 様式6「質問書」を電子メールにより事務局宛に提出すること。

イ 電子メールの件名については、「御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事プロポーザル質問書」とすること。

ウ 事務局に対して提出した旨を連絡すること。

② 質問の受付期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月10日(金)17時00分まで

③ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめをし、令和3年9月14日(火)17時15分までに町ホームページに掲載する。

④ 注意事項

ア 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

イ 口頭又は電話による質問は受け付けない。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期間

令和3年9月1日(水)から令和3年9月17日(金)17時00分まで(必着)

② 提出方法

持参又は郵送（一般書留若しくは簡易書留に限る。）

③ 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
ア 企画提案提出書	様式3	原本1部 写し5部
イ 工事实施体制	様式6（要件を満たせば任意様式も可とする。）	6部
ウ 配置予定技術者調書	様式5	6部
エ 実施工程	様式任意	6部
オ 企画提案書	様式任意	6部
カ 参考見積書	様式任意	1部

④ 提出書類記載留意事項

ア 配置予定技術者調書

次に掲げる事項について留意すること。

(ア) 配置予定の監理技術者等の「保有資格」「工事实績」等について記載すること。

また、記載した保有資格を確認できる資料を提出すること。

(イ) 記載した配置予定技術者は原則として変更することはできないものとする。ただし、傷病、退職等の特別な理由がある場合には同等以上の技術者を以てその後任とし、発注者の了解を得なければならない。

イ 実施工程(様式任意 A3版1枚とする。)

本工事遂行にあたり、想定されるスケジュールについて記載すること。

ウ 企画提案書(様式任意 A3版 最大4枚とする。)

別紙工事仕様書における要求内容を前提とし、下記事項を踏まえて作成すること。

(ア) 空調及び電気、配管設備等の設置に伴い、障害物がある場合はこれらの撤去・移設等についても提案をすること。

(イ) 提案者の経験・知見上、本工事において想定される懸念事項があれば、対応策と併せて提示すること。

(ウ) 空調設備については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる際の機能性等についてアピールすること。

(エ) その他、アピールポイントがあれば自由に提案すること。

エ 企画提案書の記載に関する留意事項

(ア) A3版最大4枚とする。

(イ) 文字サイズは10.5pt以上とする。

(ウ) 図、絵、写真等の使用は可とする。

(エ) 企画提案書にて参加者を特定できる名称を表示してはならない。

オ 参考見積書

見積書について様式は問わず、また枚数も自由とする。

5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後に参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを

実施し、提案内容を評価する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

(1) 開催日 令和3年9月22日（水）詳細な時間は別途通知する。

(2) 場所 別途通知する。

(3) 審査方法

本町で設置する御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事に係る評価委員会（以下「委員会」という。）において、次号の評価基準に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、最も点数の合計が高い提案者（以下この号において「最高得点者」という。）を契約候補者として選定する。

最高得点者が複数あった場合は、参考見積書の金額の低い方の提案者を契約候補者とする。さらにその金額が同額であった場合は、委員会の投票で決定する。

なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価については、委員会で決定するものとする。

(4) 評価基準

次の評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点割合
会社の工事实績	工事实績	10%
推進体制	監理技術者等の実績、資格等及び推進体制の充実度及び実現性	10%
実施工程	スケジュールの整合性及び実現性	10%
提案内容	各課題に対する提案の的確性、独創性、実現性	40%
取組姿勢	本工事に対する取組意欲の評価	10%
参考見積書	参考見積金額の経済性	20%
	合計	100%

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングに配置予定技術者を参加させること。なお、出席者は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、3名以内とする。

イ 実施順序は、企画提案書の受付順とする。

ウ 委員会での選考は非公開とする。

エ プロジェクター、スクリーン及びケーブル（D-Sub15ピン（ミニ）端子及びHDMI端子）については町で用意するが、パソコン及びその他の機器等必要なものについては提案者が準備すること。

## 6 審査結果等

審査結果については、参加資格要件を満たし、企画提案書等を提出した全ての者に郵送による方法で通知する。なお、審査結果に対する質問や異議には応じない。

## 7 契約の締結等（契約候補者との協議）

契約候補者は、町と契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約を締結するものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と契約締

結の協議を行うものとする。

## 8 失格事項

応募者が参加申込書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載のあるもの
- (2) 企画提案書等受付期間内に提出されなかったもの
- (3) 実施要領に定める手続き以外の方法で、審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの
- (5) その他本要領に違反するもの

## 9 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本工事の受注を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、提出書類を公開することがある。
- (5) 原則、提出された書類の内容変更は認めない。
- (6) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をしたものに対して資格停止措置を行うことがあります。
- (8) 本事業の受注者は、御嵩町役場北庁舎空調設備更新工事仕様書により施工すること。
- (9) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

## 10 問い合わせ先及び申込先

御嵩町役場 総務防災課 行政管財係 担当：加藤、吉岡

住 所 〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

電 話 0574-67-2111（内線2208、2209）

F A X 0574-67-1999

メール [soumu@town.mitake.lg.jp](mailto:soumu@town.mitake.lg.jp)